

定期コンサート等における著作権の取扱いについて

当クラブが主催する定期コンサート等（以下、「定演」という）における音楽作品の演奏に係る著作権、著作物の利用許諾及び作品利用料については、下記の取扱いとします。

記

1 音楽作品の演奏に係る作品利用料について

当クラブの定演においては、演奏目的及び演奏形態などからして以下ア～ウのいずれの音楽作品を演奏する場合においても著作権法による同権利の利用許諾は不要であり、作品利用料は発生しないものと考えます。

ア 著作権の保護期間（原則として著作者の死後 50 年まで）が終了した作品

イ ア以外で、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）が著作権を管理している作品

ウ JASRAC が著作権を管理していない作品

2 上記 1 の理由

(1) アは、著作権がすでに消滅しているため、作品の利用許諾は不要である（著作権法第 51～58 条）。

(2) イ及びウは、当クラブの定演においては、著作権法上の自由利用が認められる以下の条件（著作権法第 38 条）をすべて満たしている。

条件① 営利目的ではない

条件② 聴衆から料金を受けない

条件③ 演奏者に報酬が支払われない

3 参考事項

(1) 定演の助演者関連経費について。

助演者（パーカッショニスト等）に由来する楽器等使用機材の損耗費、運搬費、交通費などの実費等経費は、当クラブにて負担する。

(2) 定演に係る著作権、著作物の利用許諾及び作品利用料関係の経緯

ア 2016 年 2 月以前の定演では、事前に演奏作品を JASRAC に届け出て同利用料を納入してきた。

イ 2016 年 11 月の定演に際して上記ア同様に届け出たところ、JASRAC 横浜支部から以下の趣旨の通知があったため、同利用料の納入は見送った。

※当該催物は、著作権法第 38 条第 1 項（上記 2 (2) の①～③）に該当し作品の自由利用が認められ、同利用料請求の対象となる利用はない。

ウ 2017 年 11 月の定演については、上記イと同様の取扱いとした。

エ 2018 年総会にて、今後の定演においても前述の条件①～③を満たす場合は、作品の自由利用が可能であり、作品利用料は発生しないと考える旨を決議した。

オ 上記ア～エの経緯を 2019 年総会にて再確認し、定演における著作権の取扱いとして書面に残すこととした。

以上